

ミズナラ等の移動についての注意事項

- ・全国的に、カシノナガキクイムシによりミズナラ等が枯死する「ナラ枯れ」が発生しています。
- ・道内でも、令和5年度にカシノナガキクイムシによる被害が報告され、令和6年度の調査においても生息が確認されたとの報道がありました。
- ・被害が発生している県では、ガイドラインを作成し、注意喚起しています。

<東北各県のガイドラインの一例>

- ・被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。
- ・被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

秋田県農林水産部「ナラ枯れ被害材の移動・活用に関するガイドライン」

https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000006086_00/3.pdf

岩手県農林水産部「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/331/r6gaidrain.pdf

宮城県水産林政部「ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン」

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/23732/292513.pdf>

山形県農林水産部「ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン」

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/19501/r30629naragareguideline.pdf>

【注意事項】

ナラ枯れ被害の発生地域で伐採されたミズナラ等の丸太については、被害の有無を十分確認し、被害が確認された木材を被害が発生していない地域に持ち込むことのないよう十分注意してください。